

令和3年8月1日

若手研究者海外挑戦プログラム報告書

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

受付番号 202080113
氏名 柳迫周平

(氏名は必ず自署すること)

若手研究者海外挑戦プログラムによる派遣を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。
なお、下記記載の内容については相違ありません。

記

- 1 派遣先: 都市名 パリ (国名 フランス共和国)
- 2 研究課題名 (和文) : 生殖補助医療により生まれた子の法的親子関係確定における
意思的要素の意義と限界
- 3 派遣期間: 令和 2年 9月 22日 ~ 令和 3年 7月 1日 (283日間)
- 4 受入機関名・部局名: パリ第2大学、民法研究室
- 5 派遣先で従事した研究内容と研究状況 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

当初の研究計画のとおり、派遣期間中は2019年7月に国民議会に提出された生命倫理法案の検討を行った。具体的には、同法案のうち以下の点について分析をした。

①提供配偶子を利用した生殖補助医療の利用対象の拡大

今回の改正の目玉であった単身女性・女性同性カップルに対する、提供配偶子を利用した生殖補助医療の解禁について、従来異性カップルに限定していた利用対象がどのような理由から拡大されたのか、新たな利用要件はどのようなものとなっているのかを検討した。

②提供配偶子を利用した生殖補助医療により生まれた子の法的親子関係の確定方法の変容

次いで、①における行為規制の変化の結果、とりわけ女性同性カップルが提供精子を利用した生殖補助医療により子を懐胎した場合、カップルの双方と子との間にどのようにして親子関係の確立を行うのかという点を分析した。併せて、異性カップルが提供精子を利用した生殖補助医療により子を懐胎した場合と比較して、女性同性カップルの場合にはいかなる違いがあるのかも検討した。

③生殖補助医療により生まれた子の親子関係に関する規定の民法典上の位置づけ

今次の生命倫理法改正案の審議過程では生殖補助医療により生まれた子の親子関係に関する規律を民法典のどこに置くべきかについて変遷があった。そこで、審議過程においてこうした規定の位置についてどのような理由からそのような構成となったのか、また生殖補助医療により生まれた子の親子関係について、実親子という枠組みでとらえない可能性があるのかという点を分析した。

6 研究成果発表等の見通し及び今後の研究計画の方向性 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

今回のフランス生命倫理法改正のうち親子法に関する事項については、日本家族〈社会と法〉学会発行のニューズレターにおいて改正事項の概要を紹介する小論を執筆し、掲載されることが決まっている。さらに、学会のニューズレターは字数が極めて限られていることから、別途今回の生命倫理法改正がフランス実親子法にもたらす変化について分析を行った論文を執筆し、令和3年秋までには、国内の学術誌に投稿する予定である。

また、今回の在外研究において行ったフランス法分析を通じて、生殖補助医療により生まれた子の親子関係に関する規律の位置づけの再検討の必要性という新たな課題を発見することにもなった。つまり、フランスにおいても、また日本においてもこの問題は従来実親子法の派生問題としてとらえられてきたということが出来る。しかし、今次のフランス生命倫理法改正作業は、最終的にはそのような方向には進まなかったものの、生殖補助医療により生まれた子の親子関係を、実親子関係でも養親子関係でもない、第3の親子関係を創出した上でこの問題を処理する可能性を示していた。そこで、これまでの自身の研究を踏まえつつ、従来のようにこの問題を実親子法の延長線上で論じること自体の適否についてさらに分析した上で、2022年1月上旬提出予定の博士論文の執筆を進めていくつもりである。

7 本プログラムに採用されたことで得られたこと (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

本プログラムに採用され在外研究を行ったことにより、以下のようなことを得られたのではないかと考えている。

第1に、これまで文献研究を行うだけでは、十分に理解することのできなかつた論点などについて、現地研究者の話を聞くことで理解を深めることができたということである。また、滞在期間中は、研究者から自身の研究に直接かかわる点について意見を聞くだけでなく、学部向けの講義なども一部聴講するなどすることで、個別論点に関する研究を理解する上で前提となるフランス民法・家族法の全体像についても知識を得ることができた。

第2に、生命倫理や家族の在り方に関わる法改正の議会審議が行われている最中にフランスに滞在した結果、この種の問題に関する法理論的な問題だけでなく、広く社会一般においてどのような議論が展開されているのかということを目の当たりにすることができたということである。今回の滞在中に研究対象としていた生命倫理法改正案、特に女性同性カップル、単身女性に提供精子を用いた生殖補助医療の利用を認めるという点については、フランス国内でも賛否が激しく対立しており、この種の問題に関する社会全体での合意形成の難しさを痛感させられた。

第3に、現地の研究者と交流し、またフランスにおいて日々の生活を送る中で、渡航までは必ずしも十分とは言えなかつたフランス語でのコミュニケーション能力を向上させることができた点である。もっとも、この点についてはなお発展途上という感は否めないため、帰国後も継続的にフランス語を使う機会を確保していきたいと考えている。

なお、2020年春から現在まで続く新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う様々な制約により、当初思い描いていた在外研究とは大きく異なることになった。滞在期間中は、2度のロックダウンが実施されるなど、慣れない異国の地でさらにイレギュラーな状況におかれるというのは、心身ともに決して楽なものではなかつた。ただし、そうした中でも受入研究者のLeveneur先生や研究室のメンバーたちが、可能な限り研究活動を円滑に行うことができるよう様々な支援をしてくださった結果、一定の研究成果を得ることができたと考えている。

最後に、このような状況の中での渡航となったため、当初の渡航計画を数度にわたり変更することとなったが、日本学術振興会においてはその都度柔軟に対応していただいた。その結果このような極めて厳しい社会状況の中でも、一定の研究成果を得ることができた。ここに、改めて同プログラムによる支援をいただいたことに感謝の意を示したい。